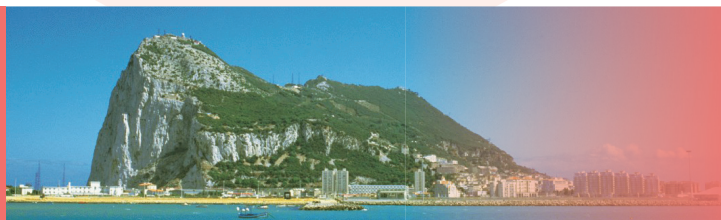


就労不能障害介護保障型 家族収入保険

(無解約返戻金型) (無配当)



The Gibraltar Life Insurance Co., Ltd.

働くあなたに万が一のことがあった場合、
ご自身やご家族の収入を支える保険です

人生にはあらゆる時期に「欠かせない出費」が発生します。

現代にはあらゆるところに「働けなくなるリスク」が潜んでいます。



仕事も家庭も充実!
これからも家族で幸せに過ごしたい。

Aさんの場合

- 男性
- 既婚
- 家族3人暮らし(夫婦共働き)



人生一度きり!
仕事もプライベートも充実させたい!

Bさんの場合

- 女性
- 独身
- 1人暮らし

子どもの将来のためにも
お金を貯めないと。
けど、事故などで突然私が
死んでしまったら、
残された家族はどうなる?



うちは共働きだから、
片方の身に何か起きたら
今の生活レベルが
保てなくなってしまうかも…



定年までしっかり働きたい。
でも要介護状態になったら
家族に負担がかかるな…



趣味は旅行にドライブ!
でも突然事故にあったら?



同僚が最近「うつ病」に。
他人事ではないな…



もし結婚したら、
私に何かあった
ときのために
備えは必要かな?



私にもしもの
ことがあったら、
両親に迷惑
かけちゃうのかな…



もし私が
働けなくなったら
家族はどうなる?



もし私が
働けなくなったら
どうしよう…

01

あらゆる働き世代・世帯
に必要な保障がほしい。

02

万が一のときに、
給料のように
毎月お金を受取りたい。

03

現代社会で気になる「うつ病」などの
精神疾患への保障
にも備えたい。

万が一働けなくなった
ときに、あなたや
ご家族の暮らしを守る
方法があります。

万が一のことがあった場合、ご自身やご家族の 毎月の生活費を支える保険です。

このような状態のときに保険金をお受取りいただけます。

死亡・
高度障害状態
になったとき



重い病気やケガ・
要介護状態に
なったとき



うつ病などの
精神障害の状態
になったとき



1 家族年金 または
高度障害年金
を受取れます

詳しくは▶P5~6

2 就労不能
障害介護年金
を受取れます

詳しくは▶P7、P9~12

3 特定就労不能
障害給付金
を受取れます

詳しくは▶P8~10

⚠ 家族年金、高度障害年金、就労不能障害介護年金は重複してお受取りいただけません。

がん・急性心筋梗塞・
脳卒中などの状態
になったとき



4 保険料の
お払込みが免除
されます



所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中になられたとき、
または、不慮の事故や疾病により所定の身体障害状態に
なられたときは以後の保険料のお払込みが免除になります。*1

保障は継続します

*1 がんについては、この保険契約の責任開始日からその日を含めて90日目日の翌日から対象となります。

年金等のお受取り方法はニーズに応じて「年金」または「一時金」をお選びいただけます。

受取方法	1 家族年金・ 高度障害年金	2 就労不能 障害介護年金	3 特定就労不能 障害給付金
全額「年金」でお受取り	○	○	○*2
全額「一時金」でお受取り	○	○	○
一部を「年金」、一部を「一時金」でお受取り	○	○	○*2
当初は「年金」、途中で全部または一部を「一時金」でお受取り	○	○	○*2

*2 特定就労不能障害給付金の年金受取は、「保険金等の支払方法の選択に関する特約」を付加した場合の取り扱いです。

➡ このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。

ムダなく、 将来の生活設計に合わせた保険です。

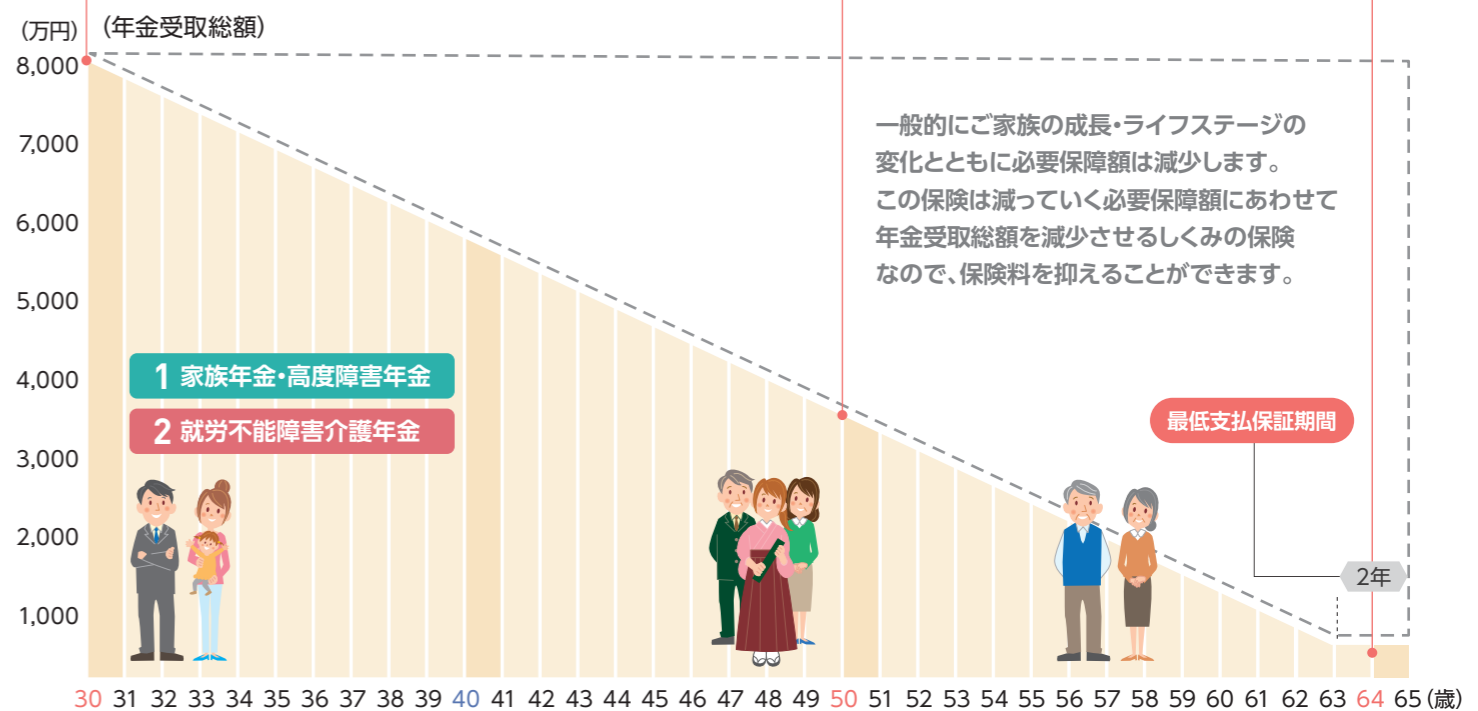
ご契約例

●契約年齢(被保険者):30歳(男性) ●年金月額:20万円 ●保険期間・保険料払込期間:65歳満了
●最低支払保証期間:2年 ●保険料(月払・口座振替):13,180円

30歳(ご契約から1か月目)で死亡された場合
年金受取
総額 **8,400万円**
(年金月額20万円×12か月×35年)

50歳(ご契約から20年1か月目)で死亡された場合
年金受取
総額 **3,600万円**
(年金月額20万円×12か月×15年)

64歳(ご契約から34年1か月目)で死亡された場合
年金受取
総額 **480万円**
(年金月額20万円×12か月×2年)



最低支払保証期間 保険期間満了日までの2年以内に万が一のことがあった場合でも、最低2年間は年金をお受取りいただけます。



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

1 死亡・高度障害状態



家族年金のお受取りについて

お亡くなりになった場合、
ご家族の生活を支えます。

保険期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、
保険期間満了まで年金をお受取りいただけます。

最高1,500万円までの死亡保険金を最短でその日のうちにお受取りいただける「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。

このような場合にお受取りいただけます

死亡

たとえば

病気で
亡くなった場合



事故に遭って
亡くなった場合



余命宣告で受取れます

被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、
リビング・ニーズ特約による保険金をお受取りいただけます。

特約
保険料は
不要
です!

リビング・ニーズ特約

この特約の付加により、療養中の生活費や満足のいく最先端の治療を受けるなど、
人生を自分らしく生きるための資金としてお使いいただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金は **非課税扱** です!

このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。

高度障害年金のお受取りについて

回復の見込みのない障害状態になった場合、
長期にわたる療養費などに備えることができます。

保険期間中に被保険者が所定の高度障害状態になった場合、
保険期間満了まで年金をお受取りいただけます。

このような場合にお受取りいただけます

高度障害状態

たとえば

交通事故で脊髄を損傷
全身麻痺になり
寝たきり状態に



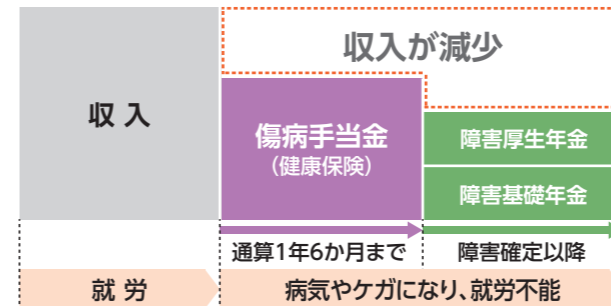
緑内障で
両眼を失明
回復の見込みがない



もし働けなくなったら、公的制度だけではそれまでの収入分が不足します!

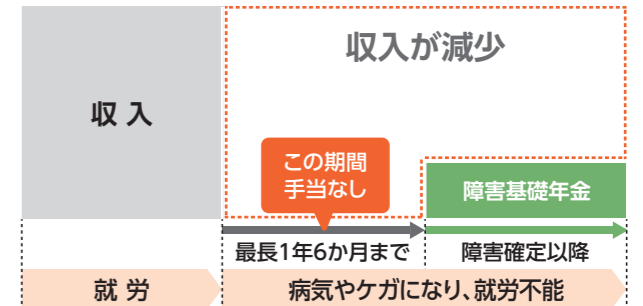
会社員・公務員等の場合

公的保障があっても、
治療費などの出費が増えることもあります



自営業(個人事業主)等の場合

無収入の期間が
最長で1年6か月発生!



〔 傷病手当金とは 〕

病気やケガで会社を連続して3日間休み、
4日目以降の休みに対してこれまでの収入(日割)*の
約3分の2が支給される制度です。

*1日当たりの金額は、平均標準報酬月額をもとに算出。
※傷病手当金の支給はイメージです。健康保険組合等によって制度や
支給要件等が異なる場合があるため、詳細はご加入の健康保険組
合等にご確認ください。

〔 障害基礎年金・障害厚生年金とは 〕

所定の障害状態に該当したとき、
障害の程度に応じた年金が支給される制度です。

※障害年金の支給要件の詳細については
日本年金機構のホームページ等
ご確認ください。



※2022年12月現在の公的制度に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

2 重い病気やケガ・要介護状態

就労不能障害介護年金のお受取りについて

病気やケガによる障害状態、または要介護状態になった場合、ご自身の治療や生活を支えます。

保険期間中に被保険者が精神の障害を除く所定の就労不能障害状態・要介護状態になった場合、保険期間満了まで年金をお受取りいただけます。

このような場合にお受取りいただけます

就労不能障害状態(精神の障害を除く)

たとえば

パーキンソン病で
日常生活が困難

心臓病が悪化
心臓移植

腎不全が悪化
永続的な人工透析

▶ 障害等級1級・2級 / ジブラルタ生命所定の就労不能障害状態に該当された場合

要介護状態

たとえば

食事など
介助が必要

自らの力では歩く
ことができず
常に車椅子で
生活

1人では
生活が
困難

▶ 要介護2以上 / ジブラルタ生命所定の要介護状態に認定された場合

支払事由の詳細はP9~12をご確認ください。

3 うつ病などの精神障害の状態

特定就労不能障害給付金のお受取りについて

「うつ病」などの精神障害の状態になった場合、生活を一時金で支えます。

保険期間中に被保険者が精神の障害を原因とする所定の就労不能障害状態になった場合、年金月額×36か月分*の一時金をお受取りいただけます。(保険期間中に1回のみ)

*ただし、お支払事由に該当した日が保険期間満了まで3年未満だった場合、年金月額×24か月分となります。

このような場合にお受取りいただけます

就労不能障害状態(精神の障害)

たとえば

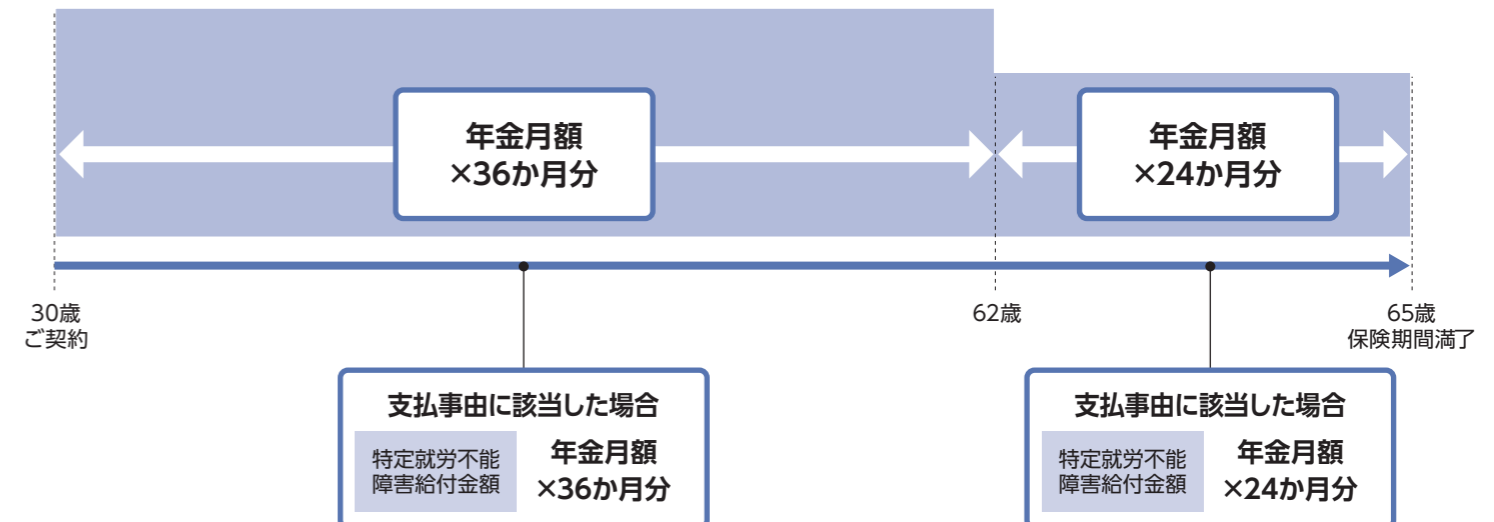
双極性障害
(躁うつ病)で入院歴があり、
退院後も症状継続中

統合失調症で
入退院を繰り返し、
多くの援助が必要

▶ 障害等級1級・2級 / ジブラルタ生命所定の就労不能障害状態に該当された場合

●特定就労不能障害給付金支払イメージ

P4のご契約例 ●契約年齢:30歳 ●年金月額:20万円



支払事由の詳細はP9~10をご確認ください。

就労不能障害介護年金および 特定就労不能障害給付金の支払事由について

就労不能障害介護年金／特定就労不能障害給付金の支払事由

〈国民年金法に基づく障害等級1級・2級の状態〉

国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件のうち、1級・2級のいずれかに該当したと認定されたとき

: 就労不能障害介護年金 : 特定就労不能障害給付金

【国民年金法施行令第4条の6別表】

■ 障害等級 1級…他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度の状態をいいます。

1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	7
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

■ 障害等級 2級…必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度の状態をいいます。

1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	9	一上肢の全ての指を欠くもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	10
3	平衡機能に著しい障害を有するもの	11	両下肢の全ての指を欠くもの
4	そしゃくの機能を欠くもの	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

※2022年12月現在の「国民年金法施行令第4条の6別表」に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

就労不能障害介護年金の支払事由

〈ジブラルタ生命所定の就労不能障害状態〉

国民年金法に基づく障害等級1級・2級の状態と同程度の状態として、ジブラルタ生命所定の精神の障害を除く所定の就労不能障害状態に該当されたとき

1. 所定の疾患等による障害

(1)つぎのいずれかの状態に該当したもの

1	心臓移植を受けたもの
2	人工心臓を装着したもの
3	CRT(心臓再同期医療機器)またはCRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着したもの
4	永続的な人工透析療法を受けたもの
5	人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設もしくは尿路変更術を受けたもの
6	人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害(カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする)状態にあるもの

(2)つぎの疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの

呼吸器疾患	心疾患	腎疾患	肝疾患	血液・造血管疾患	悪性新生物	高血圧
-------	-----	-----	-----	----------	-------	-----

2～8の障害

つぎのいずれかのジブラルタ生命所定の障害状態に該当し、その状態がその該当した日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの



特定就労不能障害給付金の支払事由

〈ジブラルタ生命所定の就労不能障害状態〉

国民年金法に基づく障害等級1級・2級の状態と同程度の状態として、ジブラルタ生命所定の精神の障害を原因とする所定の就労不能障害状態に該当されたとき

9. 精神の障害

精神の障害に該当し、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの

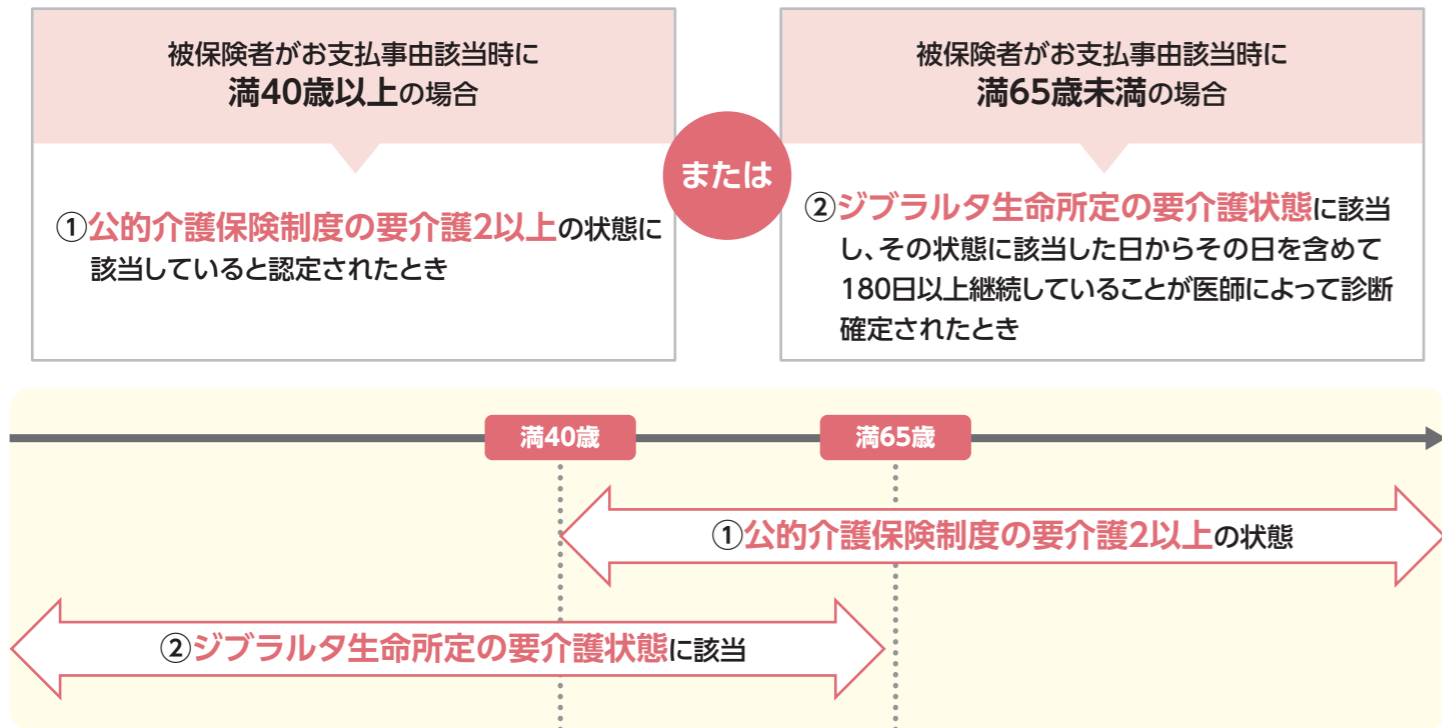
※精神の障害の内容によっては、医師により医学的に必要であると証明された入院による治療が必要となります。詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

9. 精神の障害



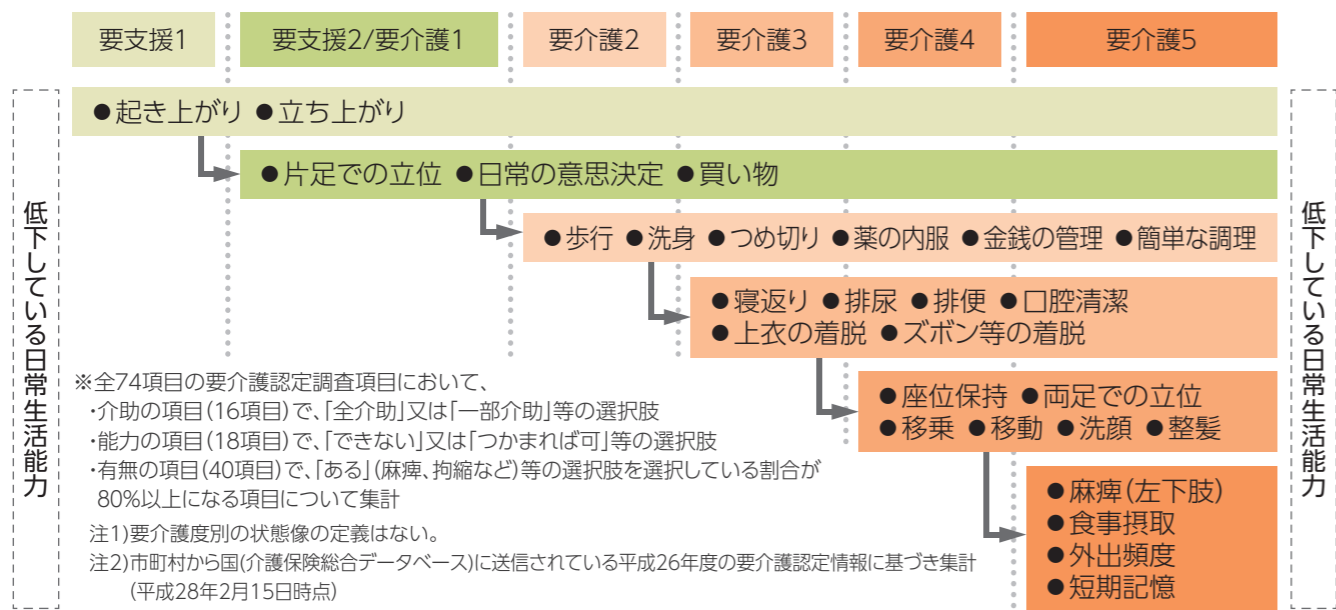
就労不能障害介護年金の支払事由について

就労不能障害介護年金の支払事由



要介護状態区別の状態像

(80%以上の割合で何らかの低下が見られる日常生活能力※)



出典:厚生労働省 老人保険課「要介護認定の仕組みと手順」(2016年6月)

〈公的介護保険制度の要介護2以上の状態〉

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度のことをいいます。「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

ジブラルタ生命は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

【ご参考】

出典:(公財)生命保険文化センター「定年Go!」(2021年3月改訂版)

区分	要介護度別の身体状態の目安(例)
要介護2	食事や排せつに何らかの介助が必要。立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要。
要介護3	食事や排せつに一部介助が必要。入浴などに全面的に介助が必要。片足での立位保持ができない。
要介護4	食事に一部介助が必要。排せつや入浴などに全面的な介助が必要。両足での立位保持がほとんどできない。
要介護5	食事や排せつがひとりでできず、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

〈ジブラルタ生命所定の要介護状態〉

お支払いの対象となるジブラルタ生命所定の要介護状態とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

- 下表の①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当し、かつ、下表の③～⑥のうち、「1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目が全部介助または一部介助の状態」に該当して他人の介護を要する状態
- 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

項目	全部介助の状態	一部介助の状態
<p>① 歩行</p> <p>立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。</p>	<p>〈つぎのいずれかの状態〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ● 必ず車椅子を使用している。 ● 寝たきり状態。 	<p>〈つぎのいずれかの状態〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ● 誰かに支えられなければ歩行できない。
<p>② 寝返り</p> <p>身体の上に布団などをかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 何かにつかまっても1人で寝返りができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ベッド柵などの何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
<p>③ 入浴</p> <p>浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。</p>	<p>〈つぎのいずれかの状態〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフトなどの機器を使用する。 ● 洗身をすべて介助者が行っている。 	<p>〈つぎのいずれかの状態〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならぬ。 ● 体の一部の洗身を介助者が行っている。
<p>④ 排せつ</p> <p>排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。</p>	<p>〈つぎのいずれかの状態〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 常時オムツに依存している。 ● 排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分のため、介助者が援助している。
<p>⑤ 食事の摂取</p> <p>眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 介助がなければ1人ではまったくできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 食器や食物などを工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐすなどの介助を含む)。
<p>⑥ 衣服の着脱</p> <p>眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 介助がなければ1人ではまったくできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

お受取りに関するご注意事項

年金・給付金のお受取りに関してご注意いただきたい事項がございます。

1

特定就労不能障害給付金をお受取りいただいた場合でも保険は継続します。その後、各年金の支払事由に該当した場合、**家族年金、高度障害年金、就労不能障害介護年金をお受取りいただけます。**

特定就労不能障害給付金 → **家族年金** または **高度障害年金** または **就労不能障害介護年金** **OK**

特定就労不能障害給付金のお受取り後も保険料の払込みは継続します。(保険料は契約時のものから変更しません。)

2

高度障害年金、就労不能障害介護年金の支払事由に該当した場合、**それ以降に、所定の精神障害の状態に該当しても、特定就労不能障害給付金はお受取りいただけません。**

高度障害年金 または **就労不能障害介護年金** → **特定就労不能障害給付金** **NG**

家族年金、高度障害年金、就労不能障害介護年金のいずれかをお受取りいただいた場合、以後の保険料のお払込みは不要となります。

3

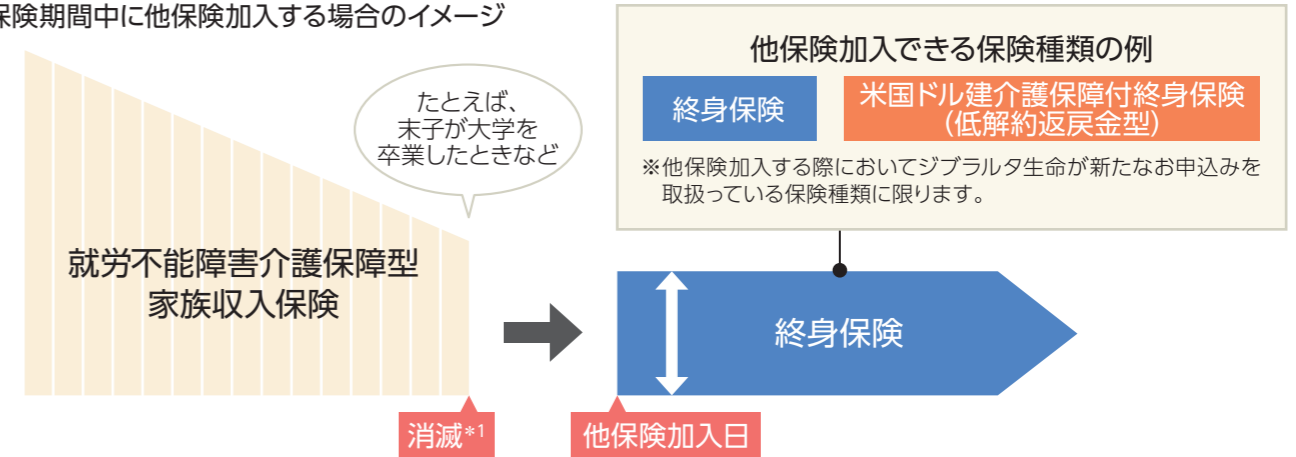
家族年金、高度障害年金、就労不能障害介護年金は**重複してお受取りいただけません。**

家族年金 + **高度障害年金** + **就労不能障害介護年金** **NG**

他の保険契約に加入する(他保険加入)

ジブラルタ生命所定の取扱いにもとづき、**診査や告知なし**で他の保険契約に加入することができます。

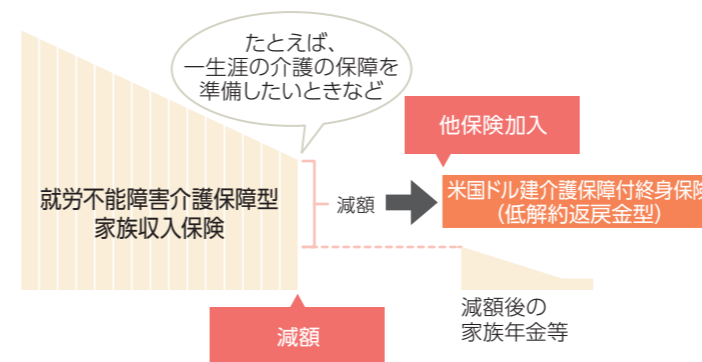
●保険期間中に他保険加入する場合のイメージ



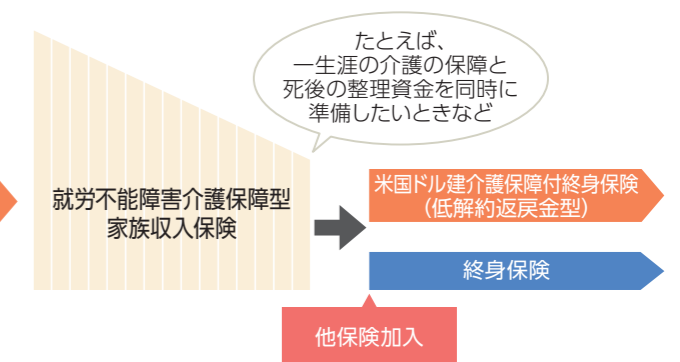
*1 ジブラルタ生命は、他保険加入後の保険契約の保険料を受取ったときに、他保険加入日から他保険加入後の保険契約の責任を負います。他保険加入が行われた場合には、保険期間の満了日の翌日が他保険加入日となることを除き、この保険契約は他保険加入日の前日に解約されたものとして扱います。
※家族年金等のお支払事由発生前であること、この保険の責任開始期から起算して2年を経過していること等の制限があります。
※他保険加入後の保険契約の保険料は、他保険加入時における被保険者の年齢、保険料率により新たに算出しますので、保険料は変更となる場合があります。

一部を減額して他保険加入したり、同時に複数の商品に他保険加入することもできます。

●一部を減額して他保険加入する場合のイメージ



●複数の商品に他保険加入する場合のイメージ



年金・給付金の税法上のお取扱いについて

●家族年金の場合

契約形態	年金として受給		一時金として受給
	年金受給権取得時	年金受取時	
契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人の場合	相続税	所得税・住民税(雑所得)*2	相続税
契約者(保険料負担者)と受取人が同一人の場合	—	所得税・住民税(雑所得)	所得税・住民税(一時所得)
契約者(保険料負担者)と被保険者と受取人が別人の場合	贈与税	所得税・住民税(雑所得)*2	贈与税

*2 相続税または贈与税の課税対象にならなかった部分にのみ所得税・住民税が課税されます。年金受取1年目は非課税で、2年目以降、段階的に課税部分が増えていく簡易な方法で計算します。(所得税法第9条、所得税法施行令第185条による)

●高度障害年金、就労不能障害介護年金、特定就労不能障害給付金の場合

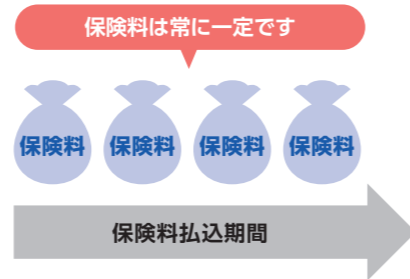
高度障害年金、就労不能障害介護年金および特定就労不能障害給付金については、原則として**非課税扱い**となります。

■当パンフレットに記載している税務取扱いについては、2022年12月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

Q&A お客さまからよくいただくご質問です。

Q 保険料は上がっていきますか？

A. いいえ。
保険期間を通じて、ご契約時の保険料から上がることはありません。

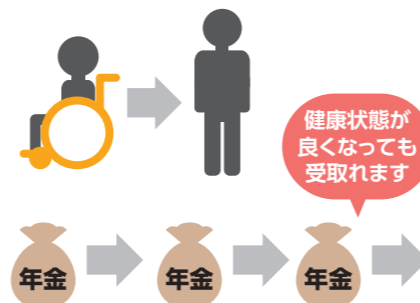


Q 解約返戻金や満期保険金がありますか？

A. いいえ。
解約返戻金や満期保険金はありません。

Q 就労不能障害介護年金の受取り開始後、健康状態が良くなった場合でも、年金は受取り続けることができますか？

A. はい。
 一度支払事由に該当し年金を受取り開始していれば、その後健康状態が良くなった場合でも、**年金を継続して受取**ることができます。また、支払事由に該当していれば、実際に働いているかどうかは問われません。



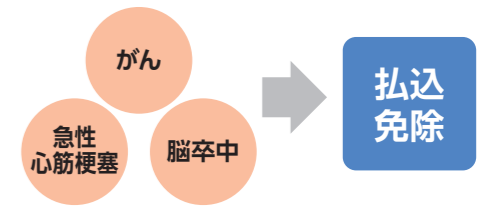
Q 特定就労不能障害給付金を一度受取ったあと、もしまた精神障害になった場合、もう一度給付金を受取ることができますか？

A. いいえ。
 特定就労不能障害給付金は**保険期間中に一回のみ**お受取りいただけます。



Q 保険期間中に、会社の健康診断で「がん」と診断されてしまったら？

A. **所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中**に該当された場合、保障の内容は変わらず、**保険料の払込が免除**となります。



このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。

Q 「うつ病」になった場合、必ず特定就労不能障害給付金を受取ることができますか？

A. いいえ。
 「うつ病」と診断された場合でも、**必ず特定就労不能障害給付金をお受取りいただけるわけではありません。**
 たとえば、所定の就労不能障害状態に該当し、その状態が180日以上継続しているなどのジブラルタ生命が定めた支払事由に該当することで、はじめて給付金をお受取りいただけます。



就労不能障害介護年金のお受取りについても同様に、ジブラルタ生命が定めた支払事由に該当する必要があります。

詳しくは▶P9~12

Q 高度障害年金や就労不能障害介護年金、特定就労不能障害給付金を受取った場合、税金はかかりますか？

A. いいえ。
 高度障害年金や就労不能障害介護年金、特定就労不能障害給付金は被保険者が受取った場合、**原則として非課税扱い**となります。

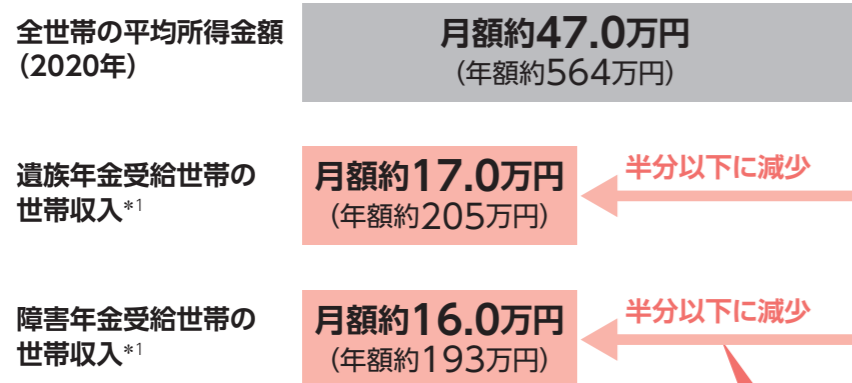


知っておきたい病気や費用のこと

あなたが万が一亡くなられたり、障害状態になったとき ご家族の生活はどうなる？

遺族年金・障害年金受給世帯の世帯収入は**全世帯の平均の半分以下になり**、これまでの生活レベルを保つことは困難になります。

●遺族年金・障害年金受給世帯の収入



*1 世帯の年間収入(年金含む)の中央値
出典:厚生労働省「2021(令和3)年 国民生活基礎調査の概況」
「令和2年 年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)」
「令和元年 年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」

CHECK 遺族年金とは

国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

※遺族年金の支給要件の詳細については日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

※2022年12月現在の公的制度に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

障害年金についてはP6をご確認ください。

障害状態だと、さらに治療費などもかかります。

もし「要介護」状態になってしまったら、どれくらいかかる？

●介護にかかる初期費用

介護費用(一時的な費用の合計) **平均74万円**

出典:(公財)生命保険文化センター
2021(令和3)年度「生命保険に関する全国実態調査」

【ご参考】

車いす	自走式 6～19万円 電動式 30～50万円	手すり	廊下・階段・浴室用など 1万円～ (工事費別途)
特殊寝台	15～50万円 機能により金額は異なる	階段昇降機	いす式直線階段用 50万円～ (工事費別途)
移動用リフト	据置式 20～50万円 (工事費別途) レール走行式 50万円～ (工事費別途)	有料老人ホーム*2	総額費用の月額換算 平均 介護付き: 約26万円 住宅型: 約11万円 家賃などの居住費、管理費、食費、光熱水費などを合計した月額。 ※家賃の支払い方法は「全額前払い」「一部前払い+残りを月払い」などから選べる場合があり、「全額月払い」を選べるホームは約8割。
ポータブルトイレ	水洗式 1～4万円 シャワー式 10～25万円		

※金額は自費で購入等した場合の目安です。
※公的介護保険の給付対象となる場合があります。

*2 PwCコンサルティング合同会社「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究報告書(2020年3月)」
出典:(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)

●毎月の介護費用(介護を行った場所別)

在宅 平均**4.8万円**

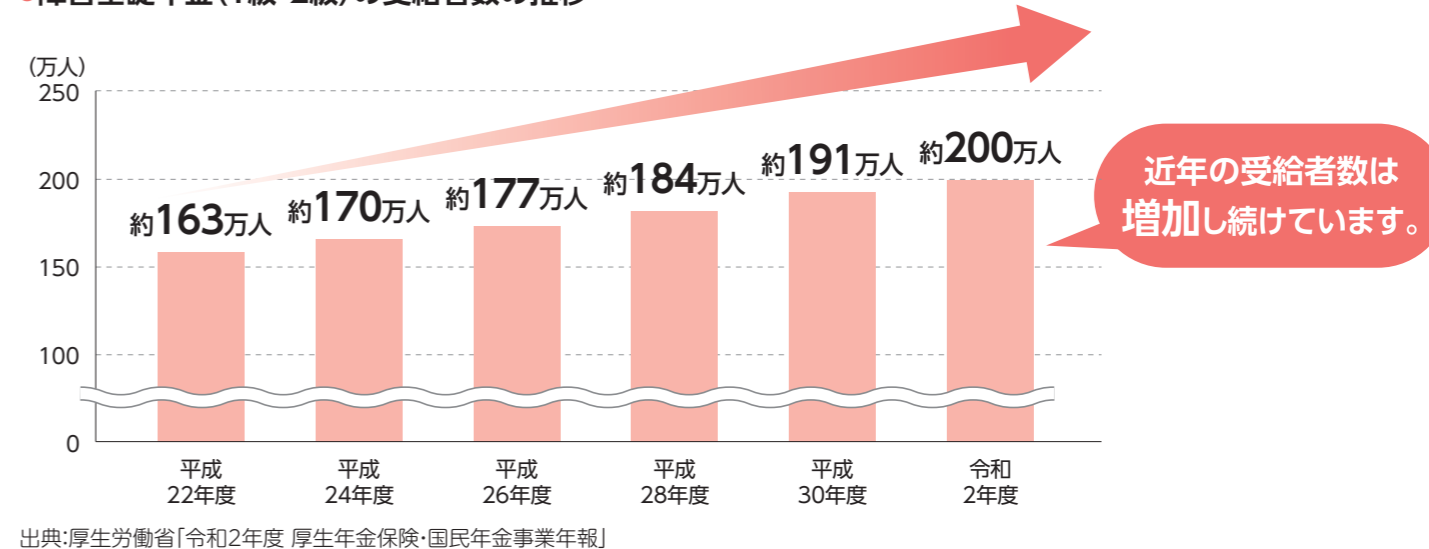
施設 平均**12.2万円**

※「かかった(支払った)費用はない」を0円として平均を算出。
※公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。
出典:(公財)生命保険文化センター
2021(令和3)年度「生命保険に関する全国実態調査」

障害状態は他人事で済まされる？

障害年金受給者数は、年々**増加傾向**にあります。

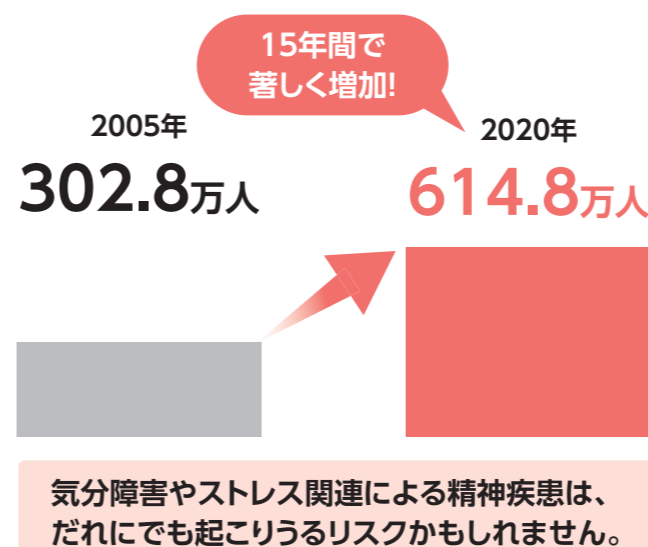
●障害基礎年金(1級・2級)の受給者数の推移



精神疾患はだれにでも起こりうる？

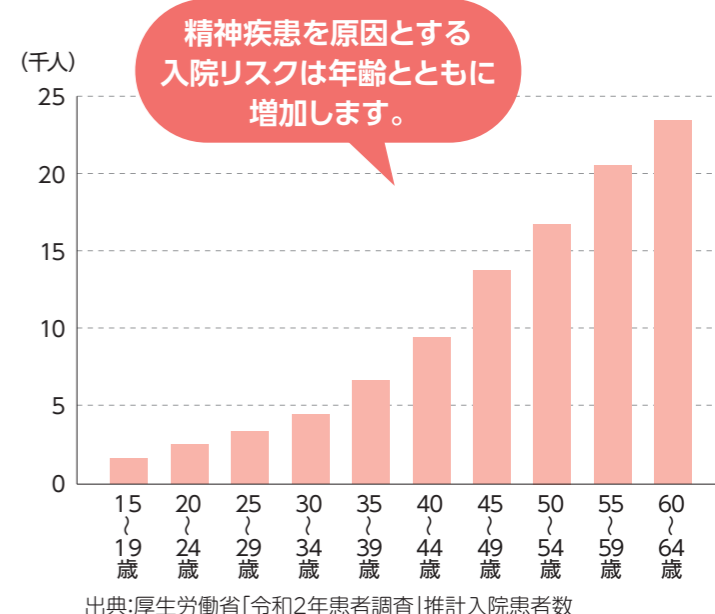
精神障害の患者数は近年**大幅に増加**しています。

●精神疾患を有する総患者数の推移



出典:厚生労働省「平成17年患者調査・令和2年患者調査」をもとにジブラルタ生命にて算出

●精神および行動等による障害の年代別入院患者数





保険料例 (月払・口座振替扱) 年金月額:20万円の場合

2023年1月1日現在

保険期間 保険料払込期間	男性						
	契約年齢 (被保険者)						
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
60歳満了	9,520円	10,000円	10,540円	11,140円	11,440円	11,040円	9,860円
65歳満了	12,200円	13,180円	14,420円	15,840円	17,040円	17,620円	16,760円

保険期間 保険料払込期間	女性						
	契約年齢 (被保険者)						
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
60歳満了	6,660円	7,020円	7,280円	7,480円	7,380円	7,000円	6,400円
65歳満了	8,200円	8,840円	9,460円	10,040円	10,320円	10,200円	9,380円

※最低支払保証期間は2年です。



くわしくは…

保険料の払込免除について

P.3 P.16

- つぎのいずれかに該当された場合、以後の保険料のお払込が免除となります。
 - ・ 傷害または疾病により、所定の身体障害状態になられたとき
 - ・ 下記のいずれかの事由に該当されたとき

がん*1	がんの責任開始期以後、初めてがん(悪性新生物)にかかったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(がんの責任開始期とは、責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日をいいます。)
	対象:がん(悪性新生物)。ただし、下記①、②は対象となりません。 ①上皮内新生物 ②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌
急性心筋梗塞*2	<つぎのいずれかに該当された場合> ・急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき
	対象:虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞。ただし、狭心症等は対象とはなりません。
脳卒中*2	<つぎのいずれかに該当された場合> ・脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき
	対象:脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞。

- *1 責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日より前に、がんにかかったと一度でも診断確定されていた場合には、がんを原因とした保険料の払込免除はありません。
- *2 責任開始日以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞または脳卒中が対象になります。
- ※ 癌の進行度を示す指標^{※1}においてステージ0(0期)の病期分類となっている病変は、保険料払込免除の対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、保険料払込免除の対象ではありません。
- *3 国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

死亡保険金即日支払サービスについて

P.5

- このサービスでお受けいただける死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円*または死亡保険金の額のどちらか少ない金額が上限となります。
 - *お受取人への口座振込の場合の上限金額です。ジブラルタ生命のライフプラン・コンサルタントを介したご契約の場合は現金持参のお取扱いもあり、口座振込の場合と上限金額が異なります。また、口座振込と現金持参を併用することはできません。
- 死亡保険金は、所定の手書類を受理し、午前中に本社での受付処理が完了した場合、当日お受けいただけます。それ以降は翌営業日となります。なお、金融機関によっては、午後3時までに着金せず窓口での払出しができない、または担当ライフプラン・コンサルタントが当日現金を持参できない場合があります。
- 以下の場合など、このサービスがご利用できないご契約があります。
 - ・ 契約日(あるいは最後の復活日、復旧日)から2年未満で被保険者が死亡された場合
 - ・ 死亡保険金の受取人が法人または個人事業主の場合
 - ・ 死亡保険金の受取人が二人以上の場合
 - ・ 死亡保険金の受取人が未成年者の場合

リビング・ニーズ特約について

P.5

- 余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、ジブラルタ生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。
- ご請求金額は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者の他のご契約と通算して3,000万円以内でご指定いただけます。ただし、法人契約でリビング・ニーズ特約の特約保険金受取人が法人(個人事業主を除く)の場合は、ご契約の死亡保険金額の範囲内であれば同一被保険者の他のご契約と通算した支払限度額はありませぬ。
- リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者がお受取りになる場合は、所得税法上非課税扱いとなります。(2022年12月現在。将来変更になる可能性があります。)

契約年齢等について

契約年齢範囲(被保険者)	保険料払込方法
15歳~65歳	月払・半年払・年払

※契約形態・保険料払込期間等によりお取扱いが異なる場合があります。

高額割引制度について

- ご契約の年金月額が10万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

その他

- このパンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。
- この保険には満期保険金および解約返戻金はありません。
- この保険は保険期間・保険料払込期間の変更、延長定期保険・払済保険への変更のお取扱いはできません。
- この保険は契約者貸付、保険料の自動振替貸付のお取扱いはできません。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10
 ミナジブフロア
 コールセンター 0120-37-2269 (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>



この印刷物は、利用者が実際に使う様子を客観的にきめ細かく観察、改善策を検討・立案した結果を適正に反映しました。使う人のことを大切に考えている印刷物の証です。
 認証番号:200028 認証機関:実利用者研究機構

